

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

目次

○告示 保安林の指定趣意要件  
保安林の解除予定  
定期種牲畜検査の実施  
土地配分計画の作成  
土地改良事業計画の変更の認可  
土地改良区連合の解散の認可  
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
土地の立入りの通知  
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

○人費規則 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則  
○公告 職業訓練指導員試験の合格者

## 告示

鳥取県告示第百四十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七條第一項の規定により、保安林に係る指定趣意要件を次のように定める。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所  
日野郡日野町日南町

二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止

三 指定趣意要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(一) 次のとおり「は」、有隣し、関係書類を鳥取県森林部林務課並びに日野町役場及び日南町役場に備え置いて閲覧に供する。( )



鳥取県告示第百五十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十條の規定により告示する。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡福部村大字山字高浜二一六四一四四九(次の圖に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備

三 解除の理由

休憩所敷地とするため  
、次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて閲覧に供する。

鳥取県告示第五十一号

鳥取県種畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第一項に規定する豚の定期種畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査時間 検査場所  
四月十一日 午前九時 八頭郡船岡町 船岡家畜市場  
、十二日 鳥取市吉方 鳥取

“ 十三日 午前十時 西伯郡淀江町 淀江”  
“ ” 午後一時 米子市勝田町 米子”  
“ 十四日 午前九時 ” 高益 高益検査場  
“ 十五日 午前十時 境港市余子 余子”  
“ 十八日 午前九時 倉吉市八原 倉吉家畜市場  
“ 十九日 午前十時 東伯郡東伯町 東伯”

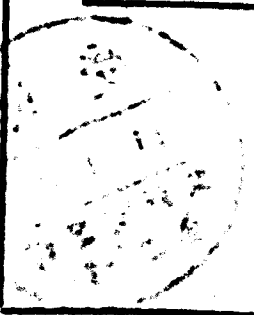
鳥取県告示第五十二号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	大字	町	番地	予定売 面積	予定売 面積	予定売 面積	予定売 面積	備 考
土地	岩伏	西伯	大山	豊房	四七・八一八八	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	既入籍者追加配分
土地	岩伏	西伯	中山	豊房	二七・〇二八七	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	団体配分
土地	岩伏	西伯	高加	高加	二四・五一二七	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	団体配分
土地	岩伏	西伯	高加	高加	一九・一九三三	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	〇・四八三三	団体配分
土地	岩伏	西伯	高加	高加	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	団体配分
土地	岩伏	西伯	高加	高加	二〇・一九五七	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	〇・三三三	団体配分



鳥取県告示第五十三号

大鴨土地改良区から申請のあった土地改良(区編整理)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年四月五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第六十七条第二項の規定に基づき、其敷地土地改良区連合の解散について、昭和四十一年三月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十五号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査及びプルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ腫除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年四月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、プルセラ病及び肝てつ腫予防のため

一 実施の区域 別表のとおり  
二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病検査及びプルセラ病検査  
三 牛乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。肝てつ検査及び肝てつ腫除のための投薬  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査及び投薬の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 プルセラ病検査 プルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ腫除のための投薬 ビチオール製剤投与

別表 結核病検査及びプルセラ病検査

実施の期日	実施の区域	実施場所	
四月 八日	四月 十一日	東伯町	上伊勢検査場
“ 十八日	“ 二十一日	中山町	東伯、羽田井。
“ 十九日	“ 二十二日	“	備前、下山。
“ 二十日	“ 二十三日	“	中尾、松河原、庄田。
“ 二十五日	“ 二十八日	“	殿河内、高橋。

肝てつ検査及び肝てつ取除のための投薬  
 実施期日 実施区域 実施場所  
 四月十八日 中山町 東積、羽田井検診場  
 十九日 〃 樋口、下中山・  
 二十日 〃 中尾、松河原、庄田・  
 二十八日 〃 殿河内、高橋・

鳥取県告示第五十六号  
 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。  
 昭和四十一年四月五日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 米子市長 河合弘道
- 二 事業の種類 米子都市計画内町道笑町線街路事業
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 米子市中町、東倉古町、四日市町、東町、法勝寺町及び道笑町一丁目
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年四月五日から昭和四十一年四月三十日まで

鳥取県告示第五十七号  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第五十五條第九項の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業の事業計画の變更を認可したので、同法同条第十項において準用する同法同条第七項の規

定により次のとおり告示する。  
 昭和四十一年四月五日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 土地区画整理事業の名称  
 鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業  
 二 事務所所在地  
 鳥取市尚徳町一六番地  
 三 事業計画の認可の年月日  
 昭和二十七年五月二十八日  
 四 變更認可の年月日  
 昭和四十一年三月三十日

人事委員会規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す  
 昭和四十一年四月五日  
 鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午  
 鳥取県人事委員会規則第二十二号  
 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則  
 職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

区画整理料表納	金 額
1 等 級	日額600円以上又は月額14,960円以上
2 等 級	日額600円未満又は月額14,960円未満
3 等 級 及び 4 等 級のうち2号級以上	
4 等 級 1 号 級	

に改める。

区画整理料表納	人事委員会が別に定める等級号給	人事委員会が別に定める等級号給	人事委員会が別に定める等級号給	人事委員会が別に定める等級号給	4 等 級 1 号 給

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）

2 この規則による改正後の職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

公 告

昭和41年3月17日及び23日に実施した職員旅費等委員会に合格した者は、次のとおりである。  
 昭和41年4月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
 氏 名  
 職 工 岩 本 照 義

一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 二十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 三十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 四十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 五十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 六十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 七十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 八十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十一 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十二 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十三 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十四 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十五 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十六 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十七 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十八 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 九十九 記 志 大 野 保 太 郎 夫  
 一百 記 志 大 野 保 太 郎 夫